

短時間労働者等の待遇改善に取り組む事業主を支援します

◎短時間正社員制度導入促進等助成金について

パートタイム労働者等と通常の労働者との均衡待遇推進のため、短時間正社員制度の導入の措置を講じた事業主に対して支給するものです。短時間正社員制度を導入し、実際に当該制度を利用した場合に、対象労働者10人目まで助成金を支給します。

●**受給できる事業主** 受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 労災保険及び雇用保険の適用事業主であること。
- 2 労働保険料の2年を超えた滞納、助成金の不正受給(過去3年)がないこと。
- 3 過去3年間にパートタイム労働法その他労働者保護法令について重大な違反がないこと。
- 4 通常の労働者がいること。
- 5 次のいずれにも該当する事業主であること



- イ 次のいずれにも該当する制度(以下、「短時間正社員制度」という。)を労働協約又は就業規則により新たに制度化すること。
- (イ) 通常の労働者と比較し、1週間の所定労働時間が1割以上短いこと。
 - (ロ) 労働契約の期間の定めがないこと。
 - (ハ) 時間当たりの基本給の水準及び賞与等の支給基準等が、同種の業務に従事する通常の労働者と同等以上であること。ただし、個々の待遇のみならず、他の待遇の取り扱いも勘案し、総合的に通常の労働者と同等とみなされる場合は差し支えないこと。
 - (ニ) 通常の労働者が転換する場合は、次のいずれにも該当すること。
 - a 転換事由に、自己啓発又は社会活動が含まれること。
 - b 転換の際に予定していた転換期間を経過した者を、原職又は原職相当職に復帰させるものであること。ただし、本人の希望により、異なる取扱いとすることは差し支えないこと。
- ロ 短時間正社員制度の制度化後2年以内に、当該制度の対象者(パートタイム労働者、通常の労働者(この場合は育児及び家族の介護のみを転換の事由とする者は除く。))、新規雇入れ、その他から短時間正社員になった者が1人以上生じたこと。
- ハ 上記ロの対象者(新規雇入れ、通常の労働者から短時間正社員になった者を除く)が、雇用保険の被保険者でなかった場合、必ず被保険者となること。また、社会保険の適用事業所に雇用されており、社会保険の被保険者に該当する場合、必ず被保険者となること。
- ニ 上記ロの対象者(新規雇入れ、通常の労働者から短時間正社員になった者を除く)が、短時間正社員への転換前に6ヶ月以上の期間パートタイム労働者として支給対象事業主に雇用されていること。
- ホ 上記ロの対象者が、短時間正社員への転換日の前日から起算して過去3年間に支給対象事業主の通常の労働者又は短時間正社員であったことがないこと。
- ヘ 上記ロの対象者(通常の労働者から短時間正社員になった場合を除く)が、短時間正社員として雇用することを前提として試行雇用等により雇用されている者ではないこと。

●助成内容

事業主が就業規則又は労働協約に短時間正社員制度を新たに定め、5年間のうちに本人の自発的な申し出により連続する3ヶ月以上の期間この制度を利用した労働者が生じた場合に10人目まで助成金を支給します。

- 1 短時間正社員制度を導入し実際に対象者が生じた事業主(対象者1人目)

【助成額】

一事業主につき30万円(中小規模事業主は40万円)

※中小規模事業主とは、常時雇用する労働者が300人を超えない事業主をいいます

助成金は2回に分けて支給します。

- 第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給
- 第2回目 15万円 (中小規模事業主は25万円) 第1回の支給要件を満たしてから6ヶ月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

2 短時間正社員制度を導入し対象者が2人以上生じた事業主(対象者2人目~10人目)

【助成金】

対象者1人につき15万円(中小規模事業主は20万円)



※短時間正社員制度は次に該当する制度をいいます。

イ 正社員と比較して、以下のいずれかに該当する制度であること。

① 1日に所定労働時間を短縮する制度

1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1時間以上短縮するもの。

② 週又は月の所定労働時間を短縮する制度

1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するもの。

③ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度

1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するもの

ロ 労働契約期間の定めがないこと。

ハ 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が、同一事業所に雇用されるフルタイムの正規型の労働者と同等であること。

● 受給手続き

① 短時間正社員制度導入促進等助成金支給申請書を②に定める期間内に事業所の所在地を担当する(財)21世紀職業財団地方事務所長に提出してください。

② <対象者1人目>

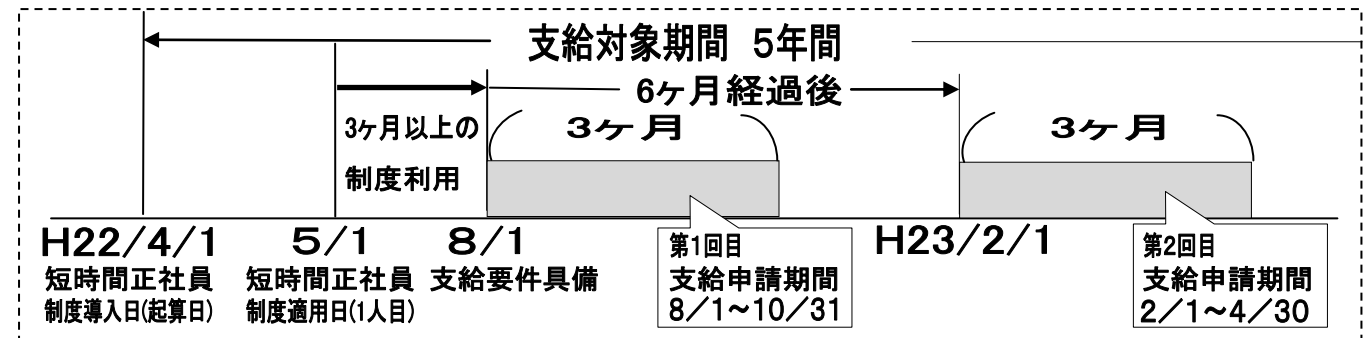
第1回目: 対象者が生じた日(連続した3ヶ月以上の制度利用後)から3ヶ月以内

第2回目: 対象者が生じた日(連続した3ヶ月以上の制度利用後)の6ヶ月経過後から3ヶ月以内

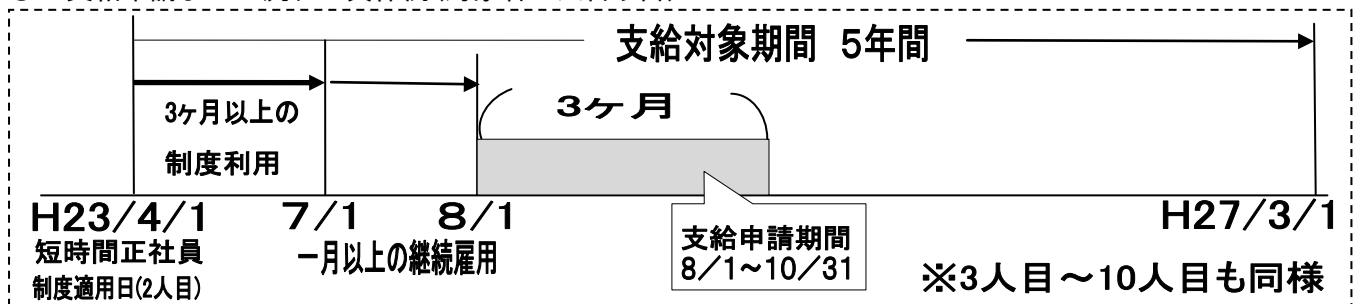
<対象者2人目から10人目>

対象者が生じた日(連続した3ヶ月以上の制度利用後)の翌日から1ヶ月雇用された後から3ヶ月以内

○ 支給申請までの流れの具体例(対象者1人目)



○ 支給申請までの流れの具体例(対象者2人目以降)



● 利用にあたっての注意点

○ 新たに制度を導入することが必要です。 ○ 対象者1人目の2回目を受給の上、2人目以降を申請下さい。

※ 上記は、短時間正社員制度導入促進等助成金の内容の一例です。他の助成金との調整やその他の理由で支給できない場合がございます。詳細につきましては、下記、(財)21世紀職業財団事務所までお問い合わせください。